

第七回国会 建設委員會 議 録 第二十五号

昭和二十五年四月十一日(火曜日)

午前十一時開議

出席委員

委員長 淺利 三朗君

理事 内海 安吉君 理事 江崎 眞澄君

理事 久野 忠治君 理事 内藤 隆君

理事 前田榮之助君 理事 矢野 久君

理事 砂間 一良君 理事 渡森 順造君

池見 茂隆君 今村 忠助君

瀨戸山三男君 西村 英一君

宮原三郎君 八百板 正君

小松 勇次君 増田 連也君

深澤 義守君

出席政府委員

建設事務官 伊東 五郎君

(住宅局長)

委員外の出席者

建設事務官 (住宅局長) 前田 光嘉君

金田 謙三君

参考人 (都市不燃化同盟) 古賀 英正君

参考人 (全国建設業協会会長) 安藤清太郎君

参考人 (都南消費組合長) 坂野 武雄君

参考人 (神奈川県知事) 内山岩太郎君

参考人 (日本銀行理事) 井上 敏夫君

参考人 (東京都尾久民 生事務所長) 森義君

参考人 (評論家) 阿部眞之助君

参考人 (労働用物資全国協議会幹事社会保険制度審議会委員) 吉田 秀夫君

専門員 西畑 正倫君
専門員 田中 鏡一君

本日の会議に付した事件
住宅金融公庫法案(内閣提出第一五二号)

参考人招致に関する件

○淺利委員長 これより会議を開きます

住宅金融公庫法案を議題といたします。申すまでもなく、わが国の住宅難はきわめて深刻であります。なかんずく都市の住宅難は、終戦後四箇年を経た今日においても、依然として緩和されず、国民生活の安定上放置することを許さない状態にあるのであります。住宅の建設を促進し、全国民に必要な最小限の住宅をすみやかに確保するため、住宅建設資金の供給に關し、國家において強力な施策を講ずる必要があるのであります。かかる意味合いにおきまして、今回政府より本案を提出せられたのであります。本案の重要性にかんがみ、特に本日は参考人の方々を招致いたしまして、意見を聴取し、もつて本案審議の貴重な参考資料といたしたいのであります。本来公聴会を開くべきであります。今日の切迫のために、参考人の形式をとつたのであります。実質的には公聴会とかわりがないのであります。

参考人の方々は、本日御多忙中にもかかわらず特にお集合せくださりまして御出席いただき、まことにありがとうございます。

ございました。本日出席予定の参考人の方々は、土屋清君、朝日新聞論説委員、藤田進君、電産労働委員長、安藤清太郎君、全国建設業協会会長、古賀英正君、都市不燃化同盟事務局長、井上敏夫君、日銀理事、内山岩太郎君、神奈川県知事、阿部眞之助君、評論家、坂野武雄君、都南消費組合長、池邊陽吉、東大助教授、新日本建築家集団、西森義君、東京都尾久民生事務局長、以上の方々がごいます。ただいま御出席の方々は、古賀英正君、安藤清太郎君、坂野武雄君が見えております。

参考人の方々に申し上げますが、時間の關係上、一人当たり大体二十分程度にお願いしたいと存じます。なお委員諸君に申し上げますが、簡単な御質問は参考人の御發言の直後よろしいのであります。また、まづ御質問は、まづ午前中の参考人全部の御意見を聴取した後にお願いするよういたしたいと思ひますので、御了承願ひます。それではこれより参考人の御意見を聴取いたします。まづ古賀英正君にお願い申し上げます。

○古賀参考人 私都市不燃化同盟の古賀でございます。私の申し上げます意見は、都市不燃化同盟の立場から申し上げます。あるいはほかの方々が考へられます。いささか矯激に過ぎるような議論があるかもしれませんが、私どもの立場としてこういうことを申し上げるのだというところを、あらかじめ御了解を得たいと思ひるのであります。

ます。そこで、まづ本法案に対する一般的な御意見を申し上げます。それから引続き本法案の各條項についての意見を申し上げます。まず一般的に申し上げますと、われわれの根本的な要求といたしましては、この百五十億の金を、できるだけ都市不燃化のために使つていただきたい。つまりこの公庫の発足を機会として、都市不燃化の第一歩を踏み出していただきたい。ということでありま。御承知のような窮乏した財政から、百五十億という貴重な金を出すのでありますから、この資金が永久に残るような方法において投資されることをまず要求いたしたい。火事で焼けてしまふ、風水害にやられてしまふ、二十年もしたならば全部なくなつてしまふような形において、投資されるのではなく、永久に残るような形において、つまり木造住宅ではなくして、不燃住宅に全部投資されることを、われわれとしては根本的に要求したいのであります。消防庁の調査によりますと、昨年中に焼け失せたところの建築物は、坪数にして九十一万八千坪、金額にいたしますと、その損害は二百六十九億七千万円に上るというところでありま。実に莫大なる損失を、木造であるために受けています。戦前から家は三年と申しまして、家を建てて三年たつたら、そのうちに全部焼けてしまふかもしれないということ、探算その他を考へて建てておつたようであります。三年というのはい

少し極端であります。かりに兩館市の例をとりますと、兩館の焼失を数年間にわたつて調べたのであります。そうすると、兩館市は大体二十五年間に全市が全部焼けてしまふ勘定になるのであります。この割合で行きますと、兩館市に住んでいる人は一生のうちに二回全財産を蕩尽してしまふという運命のうちに暮らしてしまふのであります。これは兩館市一つではないのであります。日本全国の都市みんな同じ状態に住んでいる。しかもこういふような都會において火事が起つた場合、常に火事の原因としてあげられますのは、折から烈風何メートルであつた、あるいは消防力が不足しておつた、早天続きでかわいておつたということが、原因としてあげられるのであります。けれども、これらはいずれも大火災の原因ではないのであります。大火災の根本原因は、建築物が木造であるということ、これが根本原因であります。しかも、これが根本原因であります。しかも、あまりにあたりまえ過ぎるものでありますから、これを忘れてしまつて、ほかに原因を求めている。根本原因は木造である。もし建築物がすべて不燃建築であつたならば、たとひ女中があんかをつくり返したとか、電線がどうしたとか、折から烈風がどんなであろが、おそろく一間かあるいはただの一軒の建築物が焼けるだけで、全市が終なめになる。あるいは繁華地帯が一挙にして灰燼に帰するということは、絶

対にないのであります。

そこで私の申し上げたいことは、このように惨禍を避けるためにも、この百五十億は全部不燃建築に対して投資していただきたい。承るところによりますと、建設当局においては、大体この資金をもつて八万戸の住宅を建てる予定を立てていることである。これは私の聞き違ひかも知れませんが、しかし私をして言わしめますならば、八万戸という数に必ずしも拘泥する必要はないのであります。かりに八万戸建てたとしましても、今申し上げましたように火事で焼けたり、風水害でくずれてしまふ。たとい火事や風水害の難を免れたとしましても、十年なり、二十年なりしましたならば、耐用年限が来て壊滅してしまふのであります。少くとも住んで行くためには、新築とは同じような補修を行わなければならぬというところは火を見るよりも明らかなのであります。しかるにこの八万戸という数に拘束されることなく、たとい戸数が六万戸に減り、あるいは五万五千戸に減つたとしましても、これを不燃建築でつくりましたならば、二十年たつても三十年たつても大体そのまま残つて行きます。せつかく窮乏財政から百五十億という金を出すのでありますから、二十年後にはゼロになつてしまふような金の出し方をしないで、それが二十年たつても三十年たつても、投資として厳として残つて行くというような建物をつくつていただきたい。それが私どもの根本的な要望であります。もちろん現在住宅が非常に不足しております結果、国民諸君は不燃住宅というようないたくなことはしない、とにかく屋根と壁と

えあれば木造でも何でもよい、家がほしいという切実な希望を持つてゐることは当然であります。しかしながら、いやしなくても国政の面に向う方々は、このような切実であるが、しかしながら近視眼的な要求に動かされることなくして、十年、二十年、三十年の後を見通したところの根本的な住宅対策を立てていただきたいというところをお願ひしたのであります。要するにおわれの要求するところは、その百五十億を住宅の急激な施策のために投ずることなく、住宅の恒久的な施策のために動かしていただきたいということが、われわれの根本的なお願いの一つであります。これは従来私ども不燃同盟におきましても、しばしば建設当局に進言いたしておる次第であります。あるいはお聞きの方々はもう耳にたこができるとおつしやるかも知れませんが、われわれとしては目的達成までは何百万円でもこれから申し上げるつもりであります。全般的なわれわれの見解はこの百五十億を全部不燃住宅にまわしていただきたいということでありまして、次にこの法案の個々の條項にわたつていささか意見を申し上げたいと思ひます。

この法案の個々の條項にわたつて意見を申し上げますためには、この法案だけでは十分でありまして、この法案を具体的に進行する場合、一体どういうふうにして行かうかという施行細則が示されなければ、これに対して精密な具体的な意見を申し上げることは不可能であります。しかしながら現在どういふ具体的な施行細則、もしくはその法文の中にあります主務命令によつて定め

る、あるいは主務大臣が決定するとかいうようなことが、どういふふうにか決定されるか、私は存じておりません。従つて具体的に批評はできませんし、また現在の状態で具体的な批評を申すことは失礼かと思ひますが、少くともその法文に現れた限度内において、私の解するところから従つて意見を申し上げます。

まず第一は、第十七條でありましたか、融資対象の問題、融資対象につきまして、私どものまずお願ひしたいことは、なるべく融資の対象を大幅にとつていただきたい、これはあまり厳密に解することなく、できるだけ多くの人に貸していただきたいということでありまして、たとえば融資の対象を考へる場合に、住宅のない者に貸すということがおそろく一つの條件になると思ひますが、しかし住宅を持つていないという者ばかりでなく、たとい現在住宅に住んでおられても、それがはなはだしく不当な條件のもとに、妥當ならざる條件のもとに住んでゐる者に対しては、これはやつぱり融資の対象にしていただきたい。現在住宅の不足は三百六十万戸と称せられておりますが、このうちには住宅を持つていない者のほかに、たとへば片道二時間以上往復四時間毎日通勤に費しておるといふような遠距離通勤者が二十数万世帯を数えております。さらに、家はなほあるけれども、朝晩に、出て行つてくれ、立退いてくれと言つて、はなはだ不愉快な要求を受けて、おそろくと暮しておられないような状態のものが、これまた二十五万戸に上るといふことであります。さらに六疊一間に四人以上住んでゐるといふような、おそ

るべき過密状態の中に住んでゐる者が二十六万世帯、そのほか非衛生的な状態、あるいは破損はなはだしく、すでに耐用年数を過ぎた家に辛うじて住んでゐるといふような、きわめて不適当な状態に住んでゐる者がありますが、これに対して家をを持たない者と同様に貸していただきたい。こういうものに、お前はとにかく家に住んでゐるのではないか、ぜいたくを言ふななどと言われないで、こういう人たちにも貸していただきたい。これが対象についての第一のお願ひであります。

第二は、十七條に三つの対象が載つておるようでありまして、その第三番目になつておりますが、この第三番目文の上で拜見いたしますと、住宅貸貸会社その他の法人に対して貸し与えと書いてある。この文面だけ見ますと、一般の住宅貸貸会社にも貸していただけるようであります。しかしながら後の第三十五條という制約条件がありまして、三十五條によつて貸貸家は貸貸統制令の定むる以下の限度に低く押えられるようであります。従つて採算の關係上、一般の民間の住宅貸貸会社は成立しないといふことになります。おそろく府県市町村その他の公共団体が一部出資をするところの特殊な会社が特にこの不燃アパートを建設するといふことになるのではないかとと思われるのであります。しかしながら御承知のように現在都市において最も理想的な庶民の住宅は不燃アパートであります。この不燃アパートを府県の出資するところの特殊会社だけにまかしておいて十分に建つかといへば非常に疑問があると思ふのであります。こういう庶民住宅とし

ての不燃アパートは、現在いくらあつても足りないものでありまして、決して都市の特殊会社にまかして足りるものではないのであります。もし民間会社においてこれをつくるものがあつたならば、どんなに認めてやればよいと思ふのであります。ただ法文上で認めるばかりでなく、實際採算上成立するようには認めてやらなければならぬ、と申しますのは、第三十五條において貸貸を統制令以下に定めるといふことは受けとれないのであります。少くとも貸貸統制令の限度までは十分認めてやつてよいのではないかと申すのであります。都市の援助する特殊の貸貸会社において、限度以下に安く貸してやるといふことはなはだけつこうでありまして、しかしそれ以上出してもとにかく不燃住宅に住みたいという人があつたならば、そういう人に供給する会社は、これを認めてやつてさしつかえないのであります。たとへば統制令の限度まで貸貸を認めたとしても、本法によりますと耐用年限は三十年、貸貸統制令は六十年でありますから、この点で非常に不利を蒙らなければならぬ。なおかつ民間の会社を建てようといふ者がありましてさしつかえないと思ふのであります。これに對しまして従来承つております反対論は、民間の住宅貸貸会社を認めることには、中間搾取を容認することになるからいけない。こういう御意見であります。これははなはだ受取れないことでありまして、暴利をむさぼるならばけしからぬと言えましようが、貸貸統制令の範圍内で正当の家賃をとつて行くならばさしつかえない。もしこれを中間搾取と

言うならば、一切の取引は全部中間搾取ということになるのでありまして、特にこういうことを申しますのは、一般に資本主義を認めておりながら、この際特に中間搾取を云々するのは、この際議論であると思うのであります。

第三には不燃アパートにつきましては、本案の條文によりますと、賃貸形式だけを認めているようでありまして、不燃アパートについても分割所有を認めていたかと思ふのであります。分割所有をしようという者に対しては、金を出して貸していただく。もちろん不燃アパートの分割所有ということになりますと、其の部分——廊下とか、階段とか、土地とかいうものについて問題が起るようでありまして、これは共同登記という方法によつて問題は解決できるのであります。こういう方法によつて解決して、不燃アパートの自分の住んで居る部屋は自分のものにして、たいという人に貸してやつていただくというのであります。これは賃貸の場合に比しまして、個人に所有せしめると二つの利点があるものであります。一つは人間の本性として、借りているものは大事にしないが、自分のものは大事にするのであります。特殊な公共団体からアパートを借りて住んでいる人はあまり部屋を大事にしない。ところがこれが自分のものだということになれば、非常に大事にする。従つて保存上極めて有利であります。

も、結局それは税金として間接にかかつて来るのであります。いずれにしても管理機構の費用というものが賃貸者にかかつて来るのであります。これが自己の所有に帰するならば、そういうふうな費用がいらないわけでありまして、こういう点から考えまして、私はアパートの分割所有というものを認めていたかと思ふのであります。アパートの分割所有ができるということになりまして、自分の所有の部屋を持ちたいとか、アパートを建てようと思ふ人が何人かあつても、お互いに知らない同士でありますから、従つてこれが集まつて一つのアパートを建てることは困難であります。そこでアパートを建てようという建設代行機関を認めていただくのであります。建設代行機関に対して銀行が金を貸してやる、そしてこの建設代行機関が一切の建設を代行してアパートを建てて、そしてアパートを分割所有したいという人に対して引渡す、そうすると公庫に対する債務が同時に住居者に対して肩がわりするといふ形をとればさしつかえないと思ふのであります。この場合ローカルの代行会社の出ることが予想されますが、それは資金の構成あるいは重役の構成、あるいは経営の方面に対して十分監督をすれば、十分不正は防ぎ得ると思ふのであります。

第四に対象の問題として申し上げたいことは、産業住宅もしくは職場住宅に對しても貸していただくのであります。現在職場において、いすの上に寝たり、炊事場のすみに床を敷いて寝ている者が十万人に上るといふことを聞いております。しかし住宅がないために、失業防止のための職場転換を行おうとしてもそれができないという場合がしばしばある。また非常に遠距離から通つておるために、労働者の能率が上らないといふことをしばしば述べられております。従つて職場住宅に對して貸していただくのであります。これは組合をつくらなければならない、やないかといふ議論もありますが、それとするとその会社をやめたり、転勤した場合にいろいろめんどうが起る。それよりも一括してその産業会社に貸してやつたら、きつめて簡単に片がつくのではないかと思ふのであります。これに對しても、産業住宅を認めるということとは、産業会社に勤めておる者に特殊な利益を与えることになるから、不公平だといふ見地から反對論があるといふことを承つております。しかしながらこの反對論は當らないものと思ふのであります。現在住宅の不足は三百六十萬、一戸に五人とすると、実に一千八百萬人の問題であります。これはすでに個々の問題でなく、国民全体の問題であります。住宅問題は、警察、衛生、教育の問題と同じであります。もしこの場合、特殊の産業会社に金を貸すのは不公平であるといふならば、自分の出した税金で学校を建てて子供を教育しておるが、自分には子供がない、学校に行つておらぬ、これは不公平だといふことになる。あるいは、やはり税金で警察官を養つておる、しかし自分の家にはどろぼうが入つたことがない、これは不公平だといふことになる。しかし、そういうことは成立しない。決して特殊な問題ではないのであります。この点からこの反對論は私は成立しないと思ふ。以上は十七條の融資の対象についての問題であります。

次は二十條であります。二十條にありますが標準建設費あるいは標準地価といふものは、一体どのくらいに決定されるのか存じません。たゞ、新聞などに出了ましたが、始終かわつておるもので、いづれに決定せられるのか存じませんので、これについての意見は申し上げられませんが、これについて、この條文によりますと、七五%以下の融資をすることになつております。七五%以下といふのはどういふことかわかりませんが、これも私の承りますところによりますと、あるいは私の考え違ひかもしれませんが、十坪の家に対しては七五%貸してやるが、十五坪、十八坪の家に対しては七〇%しか貸さぬといふような御意見のように承つております。しかしこれははなはだ理解しがたいことでありまして、十坪に七五%貸すならば、十八坪、二十坪に對しては八〇%、九〇%貸していただくのであります。なぜならば、十坪といふのは、最低限の家でありまして、第一條に規定しております健康にして文化的な生活を営むに足る家では決してないのであります。専門家の研究によりまして、普通の四人半の標準家族の住めるところの文化的な住宅は、二十坪くらいが最低限になつております。しかしわが国情においてはこれができないから、十坪、十五坪、十八坪がまんしようといふのであつて、これをせたいと視て、七五%貸してやらない、七〇%しか貸してやらぬといふのは不審な見解でありまして、むしろ本法の第一條の意味に即せば、十坪以上の、十五坪、十八坪、二十坪の家を建てて、標準的な文化的な

住宅に住もうとする者に対しては、より以上多く貸してやつていいのじやないかと思ふのであります。同じ見地から、貸付率についての問題であります。不燃住宅と木造住宅に對して同じく七〇%を適用することに對しても反對したい。私も不燃建築に對しては特殊な助成金制度を設けていたかと思ふに思つております。木造と不燃との差額に相当するくらいのものを助成して、それによつて不燃建築を促進してもらいたいと思つておるのであります。現在不燃建築についての助成金制度がないのであります。その制度にかゝる意味におきまして、木造に對して七割五分ならば、不燃建築に對しては八割とか九割とか、よけいに貸していただくのであります。

それから貸付時期の問題であります。が、一休金を貸してくださるのはいつのことであるか。木造については棟上げのあとに第一回を貸してくれるといふことであります。不燃建築についてはいつ貸してくれるわけですか。なるべく早くしていただきたい。少くとも基礎工事の完了したときに第一回の貸付をしていただきたいと思ふのであります。

次は第二十一條であります。貸付の利率並びに償還年限の問題であります。貸付利率は五分五厘となつておる。現在の状態で五分五厘は非常に安い金利であります。しかし借りる側の住民の月々の負担から申しますと、五分五厘でも必ずしも軽いとは言ひ得ない。できればわれ／＼として三分くらいにお願いしたいのであります。せめて四分くらいにしていただき

たい。見返り資金を四〇％くらいの率で使つておる例はほかにもあるのであります。できるだけこれを低くしてなるべく毎月の住民の負担が少なくて済むようにしていただきたい。同じことは償還年限についても申し上げられるのであります。これが簡易耐火構造については二十年、本格的な耐火構造については三十年としてありますが、これをおの／＼三十年、六十年くらいにしたいだきたい。家賃統制令では本格的な耐火構造は六十五年まで認めておりますから、その程度に延ばしていただきたい。貸付利率を下げることも、償還年限を長くすることによつて、毎月の負担を少くしていただきたい。もしこの両方がせいたくならば、どちらかでも認めていただきたいと思うのであります。

次は第二十三條であります。第二十三條において、本法の業務を銀行その他の金融機関に委託するといふことが書いてござりますが、その他の金融機関の中に、できれば損害保険会社を入れていただきたい。損害保険会社は御承知のように代理店が非常にあり、住宅の不燃といふことについては特殊な利害を持つておる。いろ／＼な点において本法の窓口とするにきわめて適当な機関でありますから、これをぜひ加えていただきたい。これに業務を取扱わせることにしますならば、その家賃が不燃性を持つて行くといふことを監督して行く上におきましても、あるいは家賃を毎月取立てる上におきましても、いろ／＼な点で便宜があるのではないかと考えるのであります。

定めるという範圍に入るかもしれないが、手続の問題に入ります。ことに出願をいたします場合に設計書を備えて提出しなければならぬと思つておりますが、一般の人々が家屋の設計書までつくつて出すといふことはなかなか困難であります。もし専門家に委嘱しますと何らかの料金をとられる。せつかく料金をとられて出したものが、貸してくれないといふことになれば、全損になるおそれが多分にありますから、これは第十七條の本法の業務の中にも、工事の設計監督等について公庫が援助するといふことが規定されておるようでありまして、この趣旨にのつとりまして、公庫もしくは建設省におきまして、十坪から十八坪というふうなものについて、A B C D E F くらいの模範的な規格住宅の設計図をこしらえて備えておいていただきたいのであります。そうして出願する人がその規格のどれと云う場合には、設計図はいらないといふことにしていただきたい。そうすれば出願するときの費用が助かりますし、判定する方も、規格によつてやるのでありますから、あらためて判定する必要があると思つたのであります。規格住宅はいやだ、特別なものをごしらせたいという人は、設計図を備えて出願すればよろしい。しかし一般的なものは、いろ／＼な大きさのものを三つ四つこしらえて置けば、大休間に合うのではないかと、こう考えるのであります。それから一般的な手続の問題につきまして、これは全部の要望でありまして、なるべく簡単、迅速にやつていただきたいのであります。できれば融資を申し込みま

して、融資決定までに二週間くらいでどん／＼流して行くといふような便法を講じていただければ幸いであります。なおこの金融公庫から貸付を受けた金で住宅を建てる者に対して、特殊な住宅建設基準を設定するといふようなお話も承つておりますが、すでに建設基準法というものがあつて、この工事の管理は建設基準法に従つてやれば十分でありまして、その上さらに特殊な公庫のための建設基準をつくるというところは屋上屋を架するのみであつたら手続を煩雑にするのみであると思はれるのであります。以上時間がありまから、各條文について意見はこれだけにいたしておきます。

最後に全段に対して附帶的な意見を少し申し述べさせていただきます。本法を施行して行きます上において、一番問題になりますのは、おそくこの金を借りて家を建てるという人に対して一番困難を感じるのは、頭金の調達の問題と土地の獲得の問題、この二つであらうと思つております。従つて本公庫の設立と並行して、この二つを解決する方法を何か考へていただきたい。頭金を五万円なり十万円なり用意しなければ、本公庫を活用することができません。しかしながら今庶民住宅を求めておる人は現金で十万円用意しておるという人はほとんどない。おそく何か処分するなり売るなりして調達しなければならぬ。この場合土地を持つておる人は土地を抵当に入れて金を借りたといふ考えましても、現在長期金融、不動産金融機関はありません。また一軒に五家族とか六家族住んでおるものは、現在自分の住んでおる家を担保に

して金を借りようと思つても、家を担保にとつてくれる長期金融機関はない。従つてこういう土地、建物を担保にとつて金を貸してくれる不動産金融機関をなるべくすみやかに設けられるように、これは本法とは直接関係ないかもしれませんが、すみやかに設けられるような処置を講じていただきたいのであります。土地の問題についても同じであります。現在家を建てる上において一番大きな障害は、適当な土地がないということでありまして、土地がなくなるといふ土地がないかといふと、そうではない。焼け跡には草ぼうぼうの土地が幾らもある。それにもかかわらず、その土地が上権が複雑している。従つていたらずにその所有者は権利の上に眠つて土地を放棄している。

今後不燃建築アパートでもつく場合は、都心において一段と土地が必要になる。これに対して、今眠つておる土地を活用するために、土地収用についての何らかの便法を迅速につくつていただきたい。われ／＼はそのためにこの法案が本議院に提出されることを希望しておつたのであります。御提案がないようでございますから、この次の臨時議院にこの法案が提出されることを切に祈つてやまない次第でございます。

○議院委員長 何か御質問がありますか。なければあとで一括して伺うことにいたします。

次に全国建設業協会会長安藤清太郎君にお願いいたします。

○安藤清太郎 私はただいま御紹介にあずかりました全国建設業協会会長の安藤清太郎でございます。ただいまは他の公聴会に出席いたしております。

たので、前参考人の發言を私は聞いておりませんが、おそろくは同じことを繰返して申し上げることにするのではないかと云うことをおそれるのでございます。ただ私どもは建設工業に従事いたしております立場から發言いたしたいと存じますので、立場の相違から、あるいは若干観念の違ふ点が出て来るということがあつてもかまいませんが、その程度の相違はないかと私は想像するのでございます。

私も建設工業に従事いたしております者としていたしましては、まず住宅は廉価に、質のよいものが早く建つということが必要であると思つております。ところでこの住宅金融公庫法案によりまして、その第十七條に業務の範圍が規定してございます。その第一号は「自ら居住するため住宅を必要とする者」、第二号は「住宅組合法による住宅組合」、第三号は「自ら居住するため住宅を必要とする者」に対して住宅を建設して貸貸する事業を行う会社その他の法人」といふことになつております。これを通覧いたしますと、第一号、第二号はもろ／＼実質的には個人を對象としたしております。第三号は、これはその住宅を必要とする個人に住宅を供給する会社その他の法人、こ

元へもどりますが、この法案の第一章、総則の第一條には「住宅金融公庫は、国民大衆が健康で文化的な生活を営むに足る住宅の建設に必要な資金を云々」といふことを言つております。しかしてこの對象は国民大衆といふことになつてゐるのでございます。しかしながらこの国民大衆は少くとも建設資

金の二割五分を所有している大衆でございます。現在におきまして十数万円または二十万円の住宅建設費に對しまして、その二割五分、五万四千圓の金を持つております者は、國民大衆中に何ほどいるか、住宅を建設するため、四、五万円の金を出して建設し得る者は何ほどあるかというのを、われわれは考慮しなければならぬと思つてございします。従つてこの法案におきまして、國民大衆とつたつてございしますが、これは國民大衆の一部の者であると申しても過言でないと思つてございします。そうであるとするならば、私はこの十七條の業務の範圍の中に、貸付対象としたしまして三つのものがございしますが、これにさらに私は産業労働者用給与住宅の項目をお加え願ひたいと思つております。私はここでその理由を簡単に申し述べたいと思ひます。

先ほど申しました國民大衆の個人ごとに貸し付けるというのを考へはまことに妥當であると存するのでございします。しかしながらこれを現時的の問題として考へます場合に、はたして能率よくこの貸付が行われまするか、あるいはこの貸付がG・H・Q當局において特に要請されております償還の確実性というのをはたして保持し得るかどうか、こゝういふ点につきまして私は若干の疑義なきを得ないのでございします。そこで私といたしましては、償還の確実性という点からまた危険性の少い——これは同じことを言つておることになるか存じませんが、そゝういふような点から考慮をいたし、かつ國民大衆のために家を与えるという建前からはずれないという意味にお

きまして、産業労働者用の給与住宅をここに追加したいということを希望するのでございします。御承知の通り、わが國におきまして住宅不足数は、建設省の推定によりまして約三百六十万戸と言われておりまして、その三百六十万戸のうちの約一割、三十六万戸というものは産業労働者の住宅不足になつておるのでございします。これはやはり建設省の御計算でございします。そうであるとするれば、私はこの百五十億の住宅金融公庫の貸し付け得べき金を、その一割は産業労働者の給与住宅にさいしても、決してこれは妥當を欠くものではないと思つてございします。この産業労働者用の住宅をつくることを、なぜ私が希望するかと申しますれば、もちろん國民の福祉厚生のためにこの住宅金融公庫というものが樹立されるのであります。しかしながら現在の日本に置かれております現状を顧みますとき、私は何よりも先にまず日本の経済を再建しなければならぬと思つてございします。日本の経済の再建のためには、どうしても産業労働者をして最も効率を上げるような働きをしてもらわなければならぬ。その効率を上げるためには、産業労働者が住宅不足によつて二時間もかかるような遠方から通勤するといふようなことがあつてはならないと思つてございします。その意味におきまして、私は産業労働者用の住宅に貸付をお願いしたい。なおそのほか産業労働者用住宅を建てます場合に、私の考へでは少くとも三つの有利な点があると思つてございします。おそらく他の方が申し上げたことと思ひますが、零細な土地を個々別に得るということはきわめて困難なことであ

あります。これを一団地として一括して取得することは、もし商業会社にこれを許しますならば、きわめて容易にでき得ると思つております。それから第二には、その一団地の上に相當な集團住宅をつくるか、あるいは鉄筋コンクリートのアパートのようなものをつくりますれば、道路とか排水とか、上下水、電力、ガス等の設備を合理的計画的に行うことができるのであります。従つて、第一條でうたつてあります國民大衆が健康にして文化的な生活を営むに足る住宅を建てることのできるものであります。第三には多量生産をなしますために、その建築の質が向上し、かつ経済的に申しまして非常に廉価に建て得るのであります。その他いろいろまだ理由も数え立てればありましようが、大体以上三つの理由をもちまして私はこの産業労働者用の給与住宅にこの資金を貸し付けることが最も妥當であるといふふうに考へるものでございします。

次に第三十一條には貸付金の利率並びに償還の期間及び方法といふことがうたつてございします。第二十一條によりますと、利率は年五分五厘とし、その償還期間は左の通りとするといふことになつてございします。その次に表がでておりますが、その表の第三番目の部門に、主要構造部を鉄筋コンクリート構造その他の耐火構造とした住宅の建設及びこれに付随する土地または借地権の取得を目的とする貸付金の償還期間は三十年以内といふことになつております。私はどういたしまして、これからの建築は、住宅建築のみならずすべての建築がさうでありますのでき得る限り不燃化して行かなければならぬ、こゝう考へていふのでございします。年に新築面積の約四割くらいが火災、水害あるいは陳腐化のために失われていふのでございします。かくのごときことはまことに日本の國民経済にとりまして不経済の上もないことと考へるのでございします。今後この住宅金融公庫におきまして貸出しをいたします場合には、やはり不燃化の点を十分御考慮願つて、不燃化構造のものの割合を多くしていただきたい、こゝう考へていふのでございします。しかし個人の十坪とか十二坪の家を完全に不燃化するということは経済的に申しまして非常に困難なのでございします。従つて不燃化という立場からいいますれば、どうしてよアパート建築といふようなものが要請されるのでございします。しかるに、ただいま申し上げました通り、第二十一條の貸付利率は五分五厘といふことになつてございします。また償還期間は三十年以内といふことになつてございします。かくのごとき利率、かくのごとき償還期間では、非常に巨額の家賃を支払わなければならぬといふことになるのでございします。それではこの法案の第一條にうたつております國民大衆の利用は困難となると言わなければならぬ、こゝう考へるのでございします。私はこの五分五厘は少くとも四分くらいは率にしていただきたい。それから償還期間は、できることならば六十年にしたい。六十年がもし長過ぎるというならば、少くとも五十年の期間にしていただきたい。私はさういふような根拠によつて家賃の計算をいたしておりますから、具体的には申し上げることができませんが、これは計算をすればおそらく相当負担し得べ

き家賃が出て来ることを考へるのでございします。ただいまは私企業によりましてアパートのことを申し上げたのでございしますが、もし私企業によるアパートがこの法案に規定してあります償還期間、あるいは利率のために経営が不能である、しかもこの利率償還期間は改めることができないとするならば、私はこの場合には、公共団体をしてこの仕事をなさしむることが適當と存するのでございします。公共団体がよつて生じて来るところの赤字を補填する。そして家賃はきわめて妥當な家賃にいたしまして、その家賃の足らぬところは公共団体においてこれを負担するといふ建前をとるならば、きわめて容易にこの不燃化の目的も達成することができると考へるのでございします。この点につきましても、やはり十七條の貸付対象として三つあげておりますが、に、産業労働者用給与住宅、並びに地方公共団体の経営する貸付住宅といふ項目を入れていただきたいといふことを私は希望するのでございします。以上はなほ簡単にございしますが、その二点につきまして御見解を申し上げたのでございします。最後に、この住宅金融公庫ということに關しましては、と申しますよりも、國民の住宅難解決のためには、やはり長期の事業計画を立てる必要があるのではないか、本年は幸ひにして見返り資金と國の財政支出と合計いたしまして、百五十億がこの住宅金融公庫のために投せられることになつておりますが、おそらく來年度以降の償還金は、これはきわめてあまい数字でございします。十億前後しかないのではないかと私は想像しております。そ

ういたしますと、やはり来年は見返り資金から百億、それから国の財政の方から五十億という金が出て参りませんと、この公庫というものは田舎に運営して行くことはできないのではないかとお思います。仄聞いたしますところによりまして、来年度から米国の対日援助が減少いたします関係上、見返り資金も若干十分には住宅金融公庫の方にまけないのではないかと、このことを私は危惧するのでございます。従つて私は、国の財政支出を、これをカバーするだけ増額願ふことが必要なのではないかというふうなことを考へておるのでございます。これらの点を考慮いたしますとやはり五年計画ぐらいの長期事業計画をお立てになることを私は大蔵当局並びに建設省御当局にお願いしたいといたします。

以上はまだ簡単でございますが、私の見解を申し上げた次第でございます。急ぎのようですから、御質問があればこの際……

○前田(義)委員 ただ一点だけ簡単に尋ねを申し上げておきたいと思うのです。産業給与住宅についての御意見は、昨日私からもほとんど同様なことを当局に対して御質問申し上げたのでありますが、当局はこれに対して、戦時中から労働者住宅についていろいろの援助をし、産業会社がこれに相当経費を支出してやつて来ておるが、その額が相当増大しておるために、産業会社がそのたぐさんの負担を背負つて困つておる点と、それからそれが適当に政府の方針通りに有効に建設の行われておらない場面もあるので、これ以上

はむりじやないか、こういう意見であつたのであります。私は政府のこの答弁に非常に不満を感じておるので、はたしてその産業会社がこれ以上こういう給与住宅に対していろいろの負担をすることが不可能であるようにお考えになるでしょうか。なおこれに一層負担すべきが適当だとお考えになるでしょうか、その点の御所見をお伺いしたい。

○安藤(孝)参考人 第一の点につきまして、もちろんそういう御批判を受けても、私にはない場合があつたと私は思ひます。たとえば炭鉱労働者用住宅に貸し付けました金額の使途が、はなはだ不明瞭であつたというようなことを私は仄聞いたしております。しかしながら全体といたしましてはやはり有効に使われたものと私は解釈しております。もしその点について御懸念があるならば、労働者用の住宅建設資金として貸し出すものに対しては、その使途を厳密に区分する、一般の運輸資金から別わけてつくりまして、労働者用住宅を建設する方面に使わせる。もしそれ以外の用途に使われた場合には、相当嚴重な罰則を設けるというような方法もございましょう。従つて私は産業会社にこの金融公庫から金を貸して、これが他の運輸資金等に流用されはしないかという危惧に對しましては、一応もつともは考えますが、これはたゞいま申し上げました通り、おのずから打開すべき道があると考えております。それから第二の点の、産業会社が自己資金をもつて労働者用住宅を建設し得る余裕がありやいなやという点につきましては、私はないと考えております。ただいま御承知の通り、

日本の重化学工業あるいは繊維工業にいたしましては、その機械はきわめて陳腐化しております。また建物その他の設備はきわめて不完全でございまして、もし皆さん方が各事業場、工場等をおまわりになつて、実態調査をなさるならばよくわかることと存するのであります。従つて非常に鋭意をきわめております。日本輸出品の競争場裡に立ちまて、日本輸出品がこれに打撃つて行くためには、どうしても機械の陳腐化、老朽化を改めなければならぬと同時に、労働者の効率を上げるために、工場の建物その他の設備を改善しなければならぬというところは非常に急務であると考えます。従つて産業会社といたしましては、若干でも資金に余裕があれば、ことごとくこの方にまわしたいのであつて、労働者の住宅の建設の方に資金を回ける余裕は今のところないのではないかと、また現実にはないのが実情である、こういうふうな考へております。

○前田(義)委員 そういたしますと、産業会社が労働者住宅に充てる資金の余裕を持たない状態において、先生の産業用住宅を貸付の對象にするという御要求が、安当を欠く要求になりはしないかと思ひますが、どうですか。

○安藤(孝)参考人 私は産業会社が労働者用の住宅を建設するための資金を、住宅金融公庫から貸してもいいというところを要望することは当然であると考えています。

て、労働者はもちろん頭金は持ちませんが、そういう場合において、その肩がわりともなるべき立場で、産業会社がそのくらのことをしなければ、遠隔の地から来たり、住宅がないために滞在率が上らなかつたり、いろいろの不便を産業会社が多少背負つて立つたところのことではないか、労働者用住宅は建たないと思ひます。そういうことを産業会社が進んで資金的にも多少なりとやりてやるという熱意がないような場合においては、非常に困難なことになりはしないか、こういう点であります。

○安藤(孝)参考人 お答え申し上げます。産業会社は労働者用の住宅を建てて、労働者の福利厚生をはかりたいという希望を持っております。それからできることならば自己資金で建てたいという希望を持っております。しかしながら先ほど申し上げましたような理由によりまして、なかなか自己資金では建たない。従つて金融公庫あたりから金を借りまして、そうして労働者のために住宅を建設する、こういうことを現在希望しておるのでございます。おそれらく鉄鋼連盟あたりからもその要望が国会に出ておるうちに私は承つております。ただいまその償還能力あるいは頭金の点について御懸念があるような御質問と解釈いたしました。が、産業会社は金融公庫から七割なら七割の借入れができます場合に、その三割の借入の金を自己調達できないというところはございませぬ。それから償還能力の点は、ほとんどすべての産業会社というわけには参りませぬ。私は申し述べましたが、まず重要産業の労働者用住宅をつくることを希望するのでござい

ます。従つてそれらの会社が償還能力がないというところは、私は想像もできないのでございませぬ。

○前田(義)委員 それでは次に、都南消費組合委員長武雄君にお願いいたします。

○坂野(孝)参考人 私御紹介にあずかりました消費組合の理事長をしております。ましては、もちろん消費生活協同組合という立場から意見を述べさせていただきます。従つて前の参考人の方々と意見を異にする点も多々あるのではないかと考えられます。

まず一般的に、住宅組合法、並びにこれに伴う産業組合法、生活協同組合法、この三つの関連性から意見を述べさせていただきます。住宅組合の発足は御承知の通り大正十年に発足したものであります。ところがこれは数年ならずしてその業務に終止符を打たなければならぬような事態がもたらなれて、この十有余年というものはまづたく空文になつておつたのであります。はからずも今回の住宅公庫という法案によつては、ここにまみれていた法律が浮び出たのであります。われわれといたしましては、まことに喜ばしい次第であります。しかしながらこの法案を通じて貸し出される金の使途というものは、この住宅組合法の失敗があまりにも大きかつたがゆえに、自然と貸付の面におきましては回収がまず第一に考へられる。従つてでき上つた住宅組合法というものを、主として住宅金融公庫法案というものを、回収に専念する形になつて来た。従つて大衆に対してはこれが高嶺の花のような存在になつて来たということ

が言えるのであります。もう一つこの住宅組合法案はもろろん私が言うまでもなく、産業組合法案が親でございませう。この親によつて現在ではどういふ状態になつておるか申しますと、一昨年の十月の一日に皆様の御努力によりまして待望久しくしておつた消費生活協同組合法案が誕生したのであります。これにかかりましたために、産業組合法案はまたたく間に生協法案に引継がれた形になつておりますが、ここにわれわれが見のがし得ない点は、産業組合法の利点がほとんど消費生活協同法によつて抹殺されておる形であります。このためにわれわれとしては産業組合法案が生協法案というものから見ますと、まことに望ましい点がたくさんある。たとえて申すならば、信用組合法といふものがなくなる。また住宅の面におきまして、保証制度があつたものがなくなつたり、当時まだ不動産取得税が生きておりましたのでございまして、昨年参議院にわれわれ請願いたしました、参議院は通過いたしました。しかしながら今日に至つては不動産取得税というものは免脱された形になりましたので、われわれの目的は一応達成された形になつております。しかしながら産業組合法はどうなつたか、これによつて事業を経営してゐる面はどうなつたかと申しますと、住宅組合によつてまたたくまに行き詰まりを来たしたのは、震災後大正十二年から昭和二、三年ごろで、これは終止符を打つておりますが、産業組合法は當時からなおより以上活発に庶民住宅の解決に努力して来たのであります。しかもその業績は現在なおこれを継続し、多くの組合員の住宅問題を解決し

て来ておるのであります。端的に申しますれば、産業組合による住宅建設、これによつて三千有余戸を一組合で建てた。こうした輝かしい経歴を持つておるの、東京都内を見ましても、すでに十以上余るのであります。しかもこの美点を生かして、より以上これを発達させるために、この公庫の金が出る出ないといふことにかかわらず、多くの組合は組合員の住宅解決のためにことごとくこれを取上げて、この解決に努力しているのが実情でございませう。数字的にこれを一応申し上げるならば、住宅組合法によつてゐるところの回収率は、未回収といふ点から申しますと、これは未回収の方を先に申し上げた方がよくわかるのであります。約六〇%といふものが未回収になつておるのであります。その結果が住宅組合法といふものは産業組合法がなくなつたにもかかわらず、住宅組合法といふものを政治的に残して行かなければならぬといふところに追い込まれておつた。では現在の協同組合の住宅面はどうかと申し上げますならば、かつて私どもが皆様に参考資料として提出してあるものであります。その一例を見ましても、東京市のこれは資料でございしますが、震災後使われた額は、約八百七、八十万円に達しておるのであります。しかもこの回収率を見ますと、九六%に及んでおります。しかもこの金によつて建てられた建物に住む組合員は、ことごとくが満足してゐるということ、あえて口幅つたく申し上げられる私は喜びを持つておるものでございませう。この九六%といふものに對して、なお四%のものはどうなつたかといふことを追究いたすならば、不幸に

して東京都の建設局が震災のためにその資料を失つておるのであります。が、おそろく、より以上のパーセンテージはあるのであります。なおまた震災によつてこの組合自体が壊滅しておるという点から考えますならば、元利金は少くとも百パーセント回収になつておるものといふ言得るのであります。そこで私は住宅組合が取上げられるならば、この喜ぶべきとき、生活協同組合の住宅事業の親がなせられ外に置かれたかといふことに對して非常に遺憾を持つものであります。生活協同組合の面から申しますと、たゞさんの疑義がございませうが、後ほどこれは條文によつて法案の中の面を拾ひ上げて御説明申し上げることにいたします。

そこで少くとも生活協同組合といふものは、一般大衆、庶民階級の生活の面より文化的の光に浴せしめる、しかしてこれをより以上国民の生活水準を高めるという目的のために消費生活協同組合法案は生れたものと私は解釈しております。この法案が少くとも皆様の手で生れたとするならば、皆様の手でもた協同組合を抹殺するやうな愚はおそろくなされるはずはないと私は確信するのであります。また一面皆様の手によりまして立案されたこの公庫法は、いかなる面から行きまして、これは最高度にその法の精神を生かすべきである。また国家といたしましても、唯一の法律によつて守られたこの経済団体が、より以上の能力を発揮すべく、あらゆる角度から御援助を賜われるものと、これまた全国三千二百の協同組合の一つであるわれわれといたしましては確信をし、またより

以上の御鞭撻監督を願うとともに、より以上の御後援とごめんどろを見ていただきたいと考えておるのであります。ここで一般的に見た法案といふものに対して、過日三應町におきましてこの面での研究会がございまして、そこそここに集まる者、警察官並びに町会の方もおりましたし、あらゆる階層の方々が網羅されましたが、この研究会に私臨しまして、いろいろと御懇談申し上げたのであります。その席上においてまずどういふ点が一番考えられたかと申しますと、一般大衆のほとんどそのことごとくが失望しておつた。ちやうど対策審議会の方からも参られておりました。御説明があつたのであります。が、国民ひとしくこれらに失望いたしましたといふことになりました。なぜ失望したかといふことになりました。これを端的に表現すれば、一般大衆にはどういふ借り得ない金であるという印象を、そうでないものであるとは思いますが、そうした印象を大衆に植えつけておるということでありませう。また不肖私も、その点をどうしてもぬぐい去ることができない一点の疑念を持つものであります。以下法案に基いて一応私見を述べさせていただきます。

先ほどお話のありましたように、第一條の、住宅金融公庫といふものの性格でございませう。最も住宅に困窮しておる者、そうしてそれが健康で文化的なといふことにならますと、まつたくこれは協同組合の趣旨と相合致するものであります。喜ばしい限りであります。しかしながら総則の第一にうたわれておるものであります。が、

それが内容を検討いたして参りますと、先ほども申し上げましたように、すでにその対象において大きな過誤がここに取上げられる。これに続きましては、第十七條の、みずから居住するためのという個人対象であります。これは三應の例を申し上げて皆さんの御参考に供したいと思ふのであります。この個人的にといふことは、企画立案者の方にはまず何を言おうとしたかと申しますならば、最も住宅に困窮する者に最も公平な処置をもつてわからずと申します。しかしながら現下の情勢、先ほど参考人の方々が申されましたように、日本全国の数字から見ますれば、当然これは甘いものに集まるありやうな観を呈するのであります。従つて抽籤にならざるを得ない。抽籤はたして公平なりやと申します。ならば、まずもつてこれは懸平等の最たるものと私は言わなければならぬと思ひます。少くともこの法案の精神を生かすといふことにはなつておらないと思ひるのであります。なぜと申しますならば、これは先ほど三應の例を申し上げるを申しましたが、当時私はこういう質問を受けたのであります。私は露天商をやつておつた。それから後、金ができたので一応店舗を持つておるのであります。が、実は弟にうちを持たせたい。ついでには二十万や三十万の金はあるのですけれども、公庫がでけるといふことで、私はうちを建てずに待つておりました。今度銀行が調査するといふ話ですが、それならば私は十二分に確信を持つておる。従つてまず二十万くらいのは建てられると思ふ。借りられるでしょうか、こういう御相談

を受けたのであります。私は、借りられることを申し上げました。何人といえども個人的財産を、根拠り葉刺り調へ上げるところの権限は持つておられないのであります。二十万円の金をふところを持つておりながらも、なお公庫の金を利用しようとするのが、これが人情ではないでしょうか。しかも五分五厘という安い利率であつたならば、いかなる面にもこれを回転させてもそれだけの利子は生むはずであります。詳しく申し上げますと、数限りありませんが、一つの例をいたしましても、こうした例が生まれて来ておるのであります。この方が申し込むのであります。一方固定収入があり、毎月の掛金には事欠かないが、しかしながら頭金というものについては全然確信のない人間がたくさんある。従つて自分はこれに對してはどうしても申込みが得ないというのが実情ではないか。とするならば、実力があるが、一方には二十万円の金がないが、一方には二十万円の金を当てにして一戸を建てるというような矛盾した現象が、この個人対象として競争激甚になつた場合に生まれたいと、だれがこれを保証するでしょうか。同時にこの法案の精神がそれではたして生きるかどうかというのを私は懸念するものであります。これが個人対象に對するところの懸念であるというところは、つきり私は皆さんに承知していただきたい、こう思うのであります。でき得るだけこの点を改革していただきたい。しからばこの懸念等を何によつて是正し得るかというところに結論がなつて来るのであります。これには最も民主

的な団体があるはずであります。あらゆる団体がここにあらざるであります。労働者、協同組合あり、また商店その他に直結したあらゆる民主的な団体が現在たくさんあるはずであります。これらの手によつてこれが公平に調査されるということになるならば、またその団体の中から、ほんとうに困窮する者、その生活状態というのなり、何なりをつまびらかに調査するといふことは、官庁の手ではできませんが、少くとも一つの団体といふもの、組合なり何なりといふものを通じてやれば、君は来年にまわせ、君は再来年にまわせ、当分君はまさんといふような、国民皆納得の上においてこれが処理できるという利点が多分にある。この面におきまして生活協同組合といふものが当然これは取上げらるべきだ。しかも法的根拠を持ち、同時に唯一の民主的経済団体であるものを皆様がよくつくりだすつたとするならば、これが何のために除外されなければならぬかということ、これは私は非常に遺憾に思われるのであります。従いましてこの第十七條の項目にあつた項目を加えていただきたいのであります。住宅組合といふものの誕生を喜ぶと同時に、ここに少くとも明文化して生活協同組合といふものを挿入していただきたい。その根拠は、先ほど申し上げました法的根拠、しこうしてまた唯一の民主的経済団体であるといふことを強調する意味においてお願いするのであります。

時間があるまいございせんので、急遽調に申し上げます。私どもはこの法案を見ましたときに、第十七條の第二項を見まして、非常に喜ばしい点を見出すことができました。ということ、は、借地権といふもの、土地のあつせん、これが取上げられた点であります。先ほど前参考人の方々が申し上げられましたが、大都市の美風を阻害するものは、焼跡の肥おけのにおいでございませう。御承知の通り、実にわれわれが顔をむけて通るような場合もございませう。東京都の美観といふことを考えるならば、野榮も何もかも統制を解除されておる現在でございませう。それを少くともなくしていただきたい。そうして現在地主諸君が考へておられることは住宅公庫法案が通つたならば、当然土地がなくなるだらう。この土地は、ますます、菜つばはどらうなつてもかまわぬが、もう少しがまんすれば相当値が出るだらう、こういうのがまたたの聲でございませう。これではますますもつて建てられる家も建てられなくなりませう。先ほどの方の御意見通り、ぜひともこの土地收用法というところに對しては、都市に關する限り十二分に細則なり何なりを設けて、便宜を与えてくださるようお願いしたいと思ふのであります。

それから第二十一條でございませう。私はこの五分五厘の利率に對しまして、まことに疑問を持たざるを得ないのであります。この二十一條の面から見まして、一応末尾にありませう。第二十八條を御参照願いたいと思ふのであります。何のために余剰金をもつて國債を買うということになるのであります。こうして面と、もう一つは個人対象といふことを主眼とするがゆえに、思わざる費用がかかる。もう一つは銀行業務、要するに貸付業務、委託業務に關するところの、より以上の費用を加算いたしましたときに、当然この五分五厘といふものが含まれておるものと思ひました。従つてこの分は少くとも私は大幅の引下げをお願いしたいと思ふものであります。ぜひともこの点は御考慮に入れていただきたい。もう一つわれわれが失望する点、この業務の面でございますが、少くともこの貸付を行われる場合には、銀行が回収目的を達成するためにその調査を行う。末端的な調査まで行つた決定的な面は公庫が扱つて、かかるとなつておるのであります。かかるとなつておるならば、先ほど三鷹の例を申し上げましたように、まづたくこれではわれわれは手も足も出ないという形になるのであります。従つて銀行は単なる貸付業務を扱うということに限定していただきたいと思ふのであります。その調査並びに貸付に關する技術上の面は、少くともこの末尾にありませう。この第二十三條にうたわれておりまする地方公共団体に、地方行政面に調査の権限を与えてほしい。そうして少くともこの地方長官においてこれを適切に行うということによりまして、大幅の経費の節減はできるものと私は考へるのであります。もちろんこの大本は公庫が握つておるのであります。が、少くともこれを自主性のある行政面に反映していただきたいならば、まことにこれは喜ばしい結果になるのではないかと思ひます。これは一都八県、東京都近県八県の知事の皆さんが、こぞつてこの点を強調しておるところであります。また協同組合といふもの

の実体をつかんでいられるがゆえに、協同組合を對象としてもらいたいといふことを建議されておるゆえには、そこにあるのではないかと私は考へるのであります。なお協同組合を對象とした場合に、一番疑念の起る点は、貸付を協同組合にした場合に、協同組合は利用事業を多く行ふものである。供給事業を行うものである。従つてこの資金が、他の目的に利用されはせぬかといふことがこの條文の中に見られるのであります。それは第二十一條の第三項でございませうが、これはちやうど、何と言いましようか、ものの見方が、あまりに想像が過ぎたのではないかと私は考へるのであります。民主的に行われる新しい生協法においては、こういうことは行いたくとも行えないのが実情であります。月三回の監督官庁の監督を受け、そうしてその資金といふものは、ことごとくその目的以外には使われないのが今までの消費生活協同組合法の原則でございませう。従つてこれが他に転用されはせぬかというやうな危険は、まづたくなないのであります。

○濱利委員 ちよつと参考人の方に申し上げますが、本日は非常に大勢の方でありますから、なるべく要点をお話ください。

○坂野参考人 これで大體終ります。以上貸付金といふ点につきまして他の方に流用されはせぬかというやうな点がないへん取上げられておりますが、この点はぜひ御懸念のないようになお願ひいたします。なお監督官庁は特にこの点を十二分に調査し、監査しております。また別に別途会計法といふものも生れておりますので、この点の御懸念はまずもつて御心配無用だと思

いますので、ぜひ一応協同組合の一項目をつけ加えると同時に、現在遂行しつつある業務をまつたく行き詰まらせ、そうしてこれに終止符を打たせるというようなことのないように、親心をもちましてなおこの業務が遂行でき得るように、過去の実績をふみにじるこの点に、ぜひめんどろを見たいと切にお願いいたします。

なお疑点から申し上げますならば、たくさんございますが、われわれは集団住宅をつくる場合におきまして、あらゆる面におきまして、十二分に組合員の意思を反映し、そうして相互の力によつて建てるということ、しかもただ普通の住宅を建てるのに、技工が揃えられるというのとどまるものではないのであります。組合員はもちろ、そこに優秀なる医師を持ち、医師の加療の後に技工が揃えられるのでございます。建築技術あり、しこうしてその組合員の中につばな技術者を持ち、そうして少くともわれわれの目的とするところの文化生活、文化の恩典に幾ばくでも浴せしめるということがわれわれの最大の目標でございます。今御注意がありまして残念ながら時間が切れましたので、これで私の説明を終ることといたします。どうぞ御賢察の上、十二分にこの点を取上げくださるようをお願いいたします。

○内海委員 だん／＼皆さんの御意見を――安藤さんの御意見、またたたいまは坂野さんの御意見がありました。大体において、この金融公庫法案というものが、御意見を表されておるようでありまして、特に坂野さんの場合においては、この法律が制定され

ることによりて、国民大衆は非常に失望しておるといふような観点から御批判があつたようでありまして、まず古賀さんにひとつ伺いたいです。この点は最もこの法の運用の上において重要な点でありますから、古賀さんに一言伺つておきたいと思ひます。

それは預金の調達問題と、それからさらに土地の問題であります。これがこの法の運営の上においての根本をなすものである。これは御三人とも同一の御意見のようでありまして、この点をひとつ承りたい。

その次にもう一つ伺ひたいのは、やはり古賀さんですが、建設代行機関ということをおつしやつたようであります。これはいかなる形でやるのか、これを承りたい。

もう一つ、古賀さんの御意見のようでしたが、不動産金融機関というものを設けることも考慮してもらいたいのとお話があつたが、これも簡単にひとつお願いしたい。

それからもう一つ、安藤さんに伺つておきたいのだが、国民大衆はこの法律の出てくることを非常に喜んでおる。しかしながらいわれる償還の確実性がな、明年度においてはおそらく十億もとれないであろうというのを非常に御心配のようでありまして、いわれる償還の確実性がないという論議をもう少し詳しく御説明願ひたいと思ひます。

○古賀参考人 ただいま御質問がございました問題につきまして簡単に御説明申し上げます。

まず預金の問題と土地の問題であります。これは先ほどもちよつと申し上げましたが、この公庫を運用して行

きます場合に、ただいま各参考人から申し上げましたように、預金の調達というところが一番困難な問題になつて来ると思ひます。この預金の調達について何らかの便利な方法をはかつていたきたいというところをお願いしたのであります。たとえば現在土地を持つておられるけれども財産はない、頭金をつくる目当てがないという場合には、この土地を売つてしまへば、今度はまた家を建てるために新しく土地を買わなければならぬ、土地を持つていてその土地に家を建てたいという場合に、その土地を抵当にして金を借りて、その土地を抵当にして家を建てるという方法を考へなければならぬが、その場合に土地を抵当にして金を借りようとしてしましても、現在では土地を抵当にして貸してくる機関はない。こういう場合に土地を抵当にして貸す機関をこしらへていただきました。また現在引揚者が帰つて来たとかいうことで、たくさん住んでいて、非常に構成が過密状態に陥つておる。それで家を建てたいと思ひますけれども、財産としては過密状態に陥つておるその家しかないという場合に、この家を抵当にして金を借りて新しく家を建てて、そのうちの何家族かをその方に移したいという場合に、その家を抵当にとつて貸してくれる機関が全然ない、このようなことを考へますと、住んでいる家もしくは土地を抵当にとつて金を貸してくれるような金融機関というものがあれば、非常に便利だと思ひます。また建設業者にし

返りにして、それを担保として銀行が幾らかでも融通してくれるということでもできれば、建設業者はそれを前貸として建設して行けるという方法もあるかと思ひます。そういう方法において預金の融通の道を講じていただきましたというのであります。

それから土地の問題は先ほどからも皆さんからお話がありましたように、いろいろ問題がありますが、とにかく現在ではごらんの通り土地は幾らでもあるのであります。これが値上りを待つておるとかいろいろ、権利関係が複雑しておるとかいろいろなことで眠つておる、放つておけばいつまでも家が建たない。そこである一定の年限を限つて、一年以内に家を建てる、もし建たないならば所有者にかつて公共団体が家を建ててやる。あるいは三の人間がその土地に家を建てたいという場合に、あとの四分の一の人間が反対する、そのためにせつかくの広い土地を一回地として利用することができきないという場合があると思ひます。が、その場合四分の三が賛成したならば、四分の一はたとひ反対してもその土地を全部的に利用することができるといふ強制権を与えるという方法によつて、土地の利用をしていただいて、いたずらに権利の上に眠つておる土地に對して、土地を活用するような方法を講じてもらいたい。こういうことであります。

○内海委員 もう一つ、土地とか頭金を持つておる者だつたら問題ないのですが、実際に困つておるの、土地もなければ金もないが、どうしてもこの際建てて行かなければならぬというの

が多いのです。○古賀参考人 そういう場合を考慮いたしまして、代行機関というのはいつ方法です。たとえば代行機関が一千万円なら一千万円の資金をもつて建てる場合に、建設資金の七割五分は金融公庫から代行機関に貸す。その一千万円の資金を一時頭金に立てかえてやる、その立てかえたものを年五分なりで償還するといふようにしますと、建てた人は非常に助かるのじやないかと思ひます。

○安藤参考人 ただいま個人は償還能力が非常にないといふふうに私が申し上げたといふお話でございました。これは私の表現が悪かつたか、あるいはお聞き違ひかとも思ひますが、比較的に申し上げたのでございまして、たとえば産業会社等に一括して貸し付けました場合に比較しまして、個人からその償還を確保するには非常に手数がかかる。こういう意味合いで申し上げたのでございします。

○深澤委員 今の三人の参考人の方々の御意見を一応伺ひたと思ひますが、坂野さん並びに古賀さんは住宅收用法設置の必要を強調せられておつたわけでございます。まつたく国民生活の安定は、この住宅の安定が重大な要素であることは申し上げるまでもないわけでありまして、農地につきましては、戦後の農地改革によつて自作農特別措置法が制定されました、農地は耕作する者が取得するといふ制度が確立されたわけでありまして、住宅につきましては、宅地に対する法案は何ら制定されていなかったものであります。今日宅地を必要とする者がたくさんあるにかかわらず、都市の中央に草が生え

以上はなほだ簡單で、かつてなことでありますけれども、どうぞ議員の方におきましては、御考慮の上、せつかくのこの趣旨がかないまするよう、切に願ひする次第であります。これはあえて神奈川県ばかりでなく、全国の問題であります。

○内海委員長代理 何か御質疑でもありましたら……

ねしたいのでありますが、ただいま貸付を受けることができるものの中に、地方公共団体を入れてもらいたいという御要望がありました。この法案の第十七條の一項の三号には、「住宅を建設して賃貸をする事業を行う会社その

つて行くかというのを——いろいろ建設費、技術、その他家賃の統制まで

あるのでありますから、質問いたしましたところが、とても営利本位の法人会社ではやつて行けないという御答弁

でありました。それでは一体これはどういふ形でやつて行くのがと申しますと、地方公共団体に直轄この公庫の金

を貸してやることはできないけれども、民間会社を立てまして、それに地方公共団体が三十年なり四十年なりの

長期資金を貸し付けてやる、そうしてこれを無利子ですえ置くというようなことにして事業をやつて行くならばで

きるだろう。そういう形で地方公共団体の住宅建設にも大いに資することができる。すでにそういう形であつたこ

つちで準備活動も進められておるとい
う御答弁であつたのであります。神奈
川県におかれましては、政府委員が子

ういうふうに説明されたような準備が
おありかどうか、そういうことが可能
であるかどうかといふことは二つさま

て、内山さんの御見解をお尋ねしたい
と思います。

○西山参老人　これはまことに、何れも申しますか、行政の裏をお突きになつたようなことでありますが、事実私ども

ものは、やむを得ずそういう措置をとらなければならないのであります。もしそれが一つあるのであります。もしそれが一つなければ結局この法案はあつても

題にならぬということになります
で、もし率直に申しますれば、カモ

○内海委員長代理 次は日銀理事の井上さんをお願いします。

○井上孝老人 御指名によりまして、
簡単に私としましての見解を申し上げ
てみたいと思います。

わが国の住宅問題につきましては、戦後約四年間、政策としてはほとんど閑却されておつたような、まだできな

かつたのかもしれないが、そうい
感がございますが、今回一般会計と
米国対日援助見返り資金からの出資に

よりまして、とにかくある程度の住居建設に進んで参りますことは、非常に喜ばしいことだと思ふのでございませう。

す。また金蘭界に於いては、
 しての別の観点からの効果を考えます
 と、御承知のように、ただいまいわゆ
 る有効需要の減退というようなことか

まして、あるべき姿以上に、何と申しますか、不況の感があるのでございしますが、この百五十億というものの有効

な使用によりまして——今回の予算にはその他公共企業にも資金が相当見込まれておるようでございますが、これ

らが有効需要の喚起ということに、相
当の作用をすることは疑いなしと思
つてしまつて、かりに全体の資

量が同じでありまして通貨の流通量の増加というようにすることにより、資金量の根本的の不足を相当緩和する。

する効果があると思ひまして、そのことから私ども非常にこれを喜んでお

ことを申し上げた。馬のてこさ
ます。

これらの動産担保の貸出しを行う場合とほとんどかわりがない。ただ金利の点で、市中金利よりも相当安いところが

あるのでございますけれども、たとえ
ば貸付金の限度額にいたしましたも、

通常の遺産担保金融よりも、貸付限度額は若干は多いように思いますけれども、なおこれらについて、社会政策的

の見地からいたしまして、もう少し程度の増額ということが考慮せられてもさしつかえないではないかと、私は考

えるのでございませう。ことに土地であるとか、借地権であるというものにも、同じように七割五分が限度となつ

ておると称しておりますが、建物の方は、年月の経過によりまして当然減価を来すのでありますが、借地権とか土

地というものについては、時価の変動はみな免れますまいけれども、減価と

まして、それらの点も考えて、もう少
しくらは貸付限度を広げられてもさ

しつかえないではないか。しかも初めに相当嚴選されて、支払い能力等を十分に検討されて、これが貸し付けられ

ることと存じますので、おそらく公庫としての損失というようなことは予想しなくともいいのではないかと、私と

としては考える次第でございます。
それから金利の点につきましては、
私一役の見返り資金の私企業の融資

いふことにも関与しておりますが、

れが七分五厘である点に比較しまして、まず五分五厘程度というところは、よほどこれは勉強されたものであつて、どうもこの点は、安きにまさることはございせんけれども、やむを得ないのではないかと考えます。

それから、この法案には現われていないのでありますが、住宅の建設を指導せられ、またその資金を供給せられる建設費ならびに住宅金融公庫としては、できる限り不燃性の住宅を建てることに、御努力をお願いしたいと思います。申し上げるまでもなく、ただいまあらこらで非常に火事がございまして、せつかく建つたものが、めらめらと燃えてしまつていふような災例が非常に多いのでございまして、これは日本の経済全体から言ひまして、非常な損失でございまして、不燃性のものを建てるだけなくさん建てるように御努力願ひたいと思つて、またよしんば木造でございまして、その配置と申しますか、周辺の空地等にも十分留意せられて、できるだけ火災等の拡大を防ぐように措置せられることが、非常に希望されるのでございします。

それから資金の融通を申し込む多数の人々に対して、この金額はおそらく十分に行き渡るとは想像できません。従つてどうしてもそこに選択と申しますか、一部もしくは相当部分の人が、その恩恵に浴することができないと思われらるゝと国民の不満も起り、不平も起るような可能性が予想いたされま

すので、実際の貸付の仕事は、特に厳正公平に行つていただきたいと思つてございします。さればといつて、これ

を全部先着順に抽籤にすることゝもあまりに能がなさ過ぎると思われらるゝのでございまして、建設費方面でもいろいろお考えになつておると思つてございします。住宅を必要とするそれぞれの個人の信用度と申しますか、いろいろ切迫した事情が多いと思つてございします。これらに基準を設けられまして、必要度の高い人にでるだけ早く住宅建設の道が開かれるようにお考えをお願いしたい、かように考える次第でございします。非常に簡単にござい

ますけれども、この基本精神は実にけつこうなことであると、私は満腔の賛意を表しまして若千の希望を申し述べた次第でございします。

なお附加したいことは、見返り資金も将来を考えますと、逐次減少するといふことも予想いたされまして、またこの仕事はそれらのことによつて中断もしくは先ほそりになつて行きます。非常に切迫した住宅事情は緩和し切れませんので、来年のことを言つては何でございします。将来に続きましてはこれらの面に政府財政資金が向いますように、私としては非常に希望しておる次第でございします。簡単にございします。これで終ります。

○内海委員長代理 御質疑はありませんか。

○砂間委員 この法案の第二十三條の業務の委託の事業の項を見ますと、銀行その他の金融機関に公庫の貸付に關する申込みの受理及び審査、資金の貸付、元利金の回収その他貸付及び回収に關する業務を委託するといふことになつておりますが、申込みの受付からその審査とか、資金の貸付とか今言つたようなことをほとんど銀行でやつて

行く場合に、現在の銀行の人手で間に合つて行くかどうか、あるいはまたこゝういふ建築方面の審査をするような専門の知識を持った技術者等は、現在のままで間に合うかどうかといふような点につきまして、御意見を伺ひたいのであります。

○井上参考人 件数として私承つておるところでは、住宅の敷にいたしまして八万戸余りと承つておるのでございしますけれども、それが全国に分散されまして、しかも金融機関の店舗は全国に非常に多いのでございしますからして、それらの申込みの受付あるいは貸付事務等については、既存の金融機関の窓口並びに人手をもつて十分行けるのではないかと考えます。ただここに申込みの受理及び審査とございします。この審査の意味でございします。これはおそろしく中央から申込みの形式であるとかあるいは申請者の資格であるとかいふものにつきまして、はつきりした基準なり方針なりが示され、かつ思つておりますが、それによつて金融機関がその基準に合つておるかどうかを審査する程度にとどむべきではないかと思つてございします。これを裏から申しますと、金融機関の窓口で形式に該当しないものははねるのは当然でありますけれども、金融機関の考えでもつて、あるいは及第したり、あるいは落第したりするようなことは極力避くべきではないかと考えております。

それからただいまの技術方面のこと、金融機関の方ではむだと思つてございします。結局金融機関として、通り抜けの仕事とするのがむしろ望ましいのであつて、これは住宅金融公庫自身がやらなければならない仕事ではないかといふに私は私としては考え

ないかといふに私は私としては考えます。

○内海委員長代理 御苦勞さまでし

た。それでは阿部さん、お願いいたします。

○阿部参考人 私は実は住宅の問題を特に研究しておつたわけでもないものであります。私のこれから申し上げることはきわめて漠とした、いわば民衆の感じとでも申しますか、それだけを申し上げることにはいたしたいと思つてあります。

この間原案をお送り願つて、ざつと拜見したところによつて私も受けた感じといふものは、いかにも官僚的であるといふことなんです。経営といふものはすべて公団とはなつておりまして、役人に準ずる公務員となつておつて、つまりは役人によつてすべてが行われ、すべてが決定されるという仕組みになつておつて、民衆がこの仕事に参加するといふ形は一つもとられておらない。たとえて申しますと、金融をするにやらないといふこと、決定は、公正にやらなければならぬといふ事項があります。むろん公正にやることはあたりまえのことなんです。この公正をわれわれに保障するといふことは何もうたつていない。結局これは役人がきめてしまえば公正にやつたんだ、公正じゃないんだといふ水かけ論に終つてしまつて、どこにも公正にやらなければならないといふところの基準が一つも示されてない。少くともこゝういふことを決定する場合には、民衆がこれに参加して公正にやらなければならぬ。都の住宅の抽籤なんかを見ていまして、結局抽籤をやらざるを得なくなつてしまつた。民衆が参加して

抽籤をやつてきめるといふことは、都の役人に對して公正でなかつたといふことの不信用から、ああいうことが始まつたのだらうと思ひます。この法案が通つて、役人がやる場合において、たとい役人自身が公正でやつたつもりでも、民衆は必ずしもこれに對して公正でやつたとは信用しなくなるだらうと思つてゐます。だからこれはどうも公正であるといふことの保障がなからやならぬわけですが、これに對する考えは一つもこの法案に盛られていない。最もこの反証となるべきことは、この罰則の項を見ますと、金融を受けた者が法律に違反した場合に、十萬圓以下三萬圓までの罰金に處せられてゐる。ところが公務員がこの法律に違反した場合はどうかといふと輕いのです。仕事以外の仕事にこの金を融通した場合とか、あるいは不正なる、不當なる貸付をした場合とかに對する罰則は、三萬圓以下の罰金となつておる。民衆には非常に強い刑罰を与えていながら、役人に對しては輕いのです。その局に當る者がほかの仕事にこの金を融通したり、あるいは不正なる、不當なる貸付をした場合に、それに対する罰は過料なんです。一方は罰金、しかもその金額は十萬圓、一方は過料で三萬圓といふふうなけじめをつくるといふことは、極論すれば憲法の精神に違反することだらうと思ひます。役人には輕くて民衆には重い罪を科するといふことは、実にふとどきし

ごとの罰則だと思ひます。こゝういふことになつたのは役人によつてつくられたからだと思ひます。だからこの法案全体といふものが、すべて役人本位に行われてゐるのだらうと私は思つてゐる。

す。たとえ公団の組織を見ますと、総裁、理事以下多数の職員があるだろうと思いますが、何に職員を使うかというこの規定は何もない。だから何千人、何万人使つても違法でも何でもいわけです。結局私はこのままで行つてやつたならば、おそらくは役人の不審によつて家は建たない結局はこれらの資金というものは役人の食いつぶしの材料になつてしまふというおそれが非常に多い。これを防ぐ方法というものが、この法律には一つもありやしない。すべて役人に都合のいいようにつくられてゐるというのを私は感じました。一つ／＼は私にはわからないのですが、そういう感じを、私が感じたと同じように、多数の民衆も持つてゐるだろうと思う。皆さんは少くとも民衆の代表者なんだから、こういう役人本位の法律というものは、少くとも民衆本位の法律に改められることが、きわめて必要だと思ふ。現に私は、この前の電通委員会の公聴会にも出て、民衆の心持というものを皆さんにお話したつもりなんです。われ／＼の心持というものは一つもいれられずに、きわめて役人本位のあつたふりな原案というものが衆議院を通つてしまつた。私も是非です。非常に不満です。こういうあつたふりなものが私の念願で、実は私はこういうことを研究したことは何もないのですが、特にきつたことであつて皆さんにお訴へする次第なんでありまう。今度はひとつ、こういうあつたふりがなく、十分御審議を願ひたい、かように存する次第なのであります。

○内海委員長代理 いかです。なかなか阿部さんは活発な御意見を述べられました。質問はありませんか。なお参考人の方は二人ばかり見えることになっておりますけれども、時間の都合でまだお見えになりませんから、この際十分ばかり休憩いたします。

午後二時三十分休憩

午後二時四十二分開議

○内海委員長代理 休憩前に引き続きして会議を開きます。

○西澤参事 私は東京都公吏、職務は現在尾久民生事務所長でございます。と同時に東京都の尾久六丁目都営住宅の百四十六世帯の管理人を勤めております。

私の意見を申し上げれば、公共団体の所有する住宅の弊害を申しました。住宅は建てましたけれども、雨が漏つても修理もしてくれない。なお居住者に安定した一定の居住の権利を認めていないという点が大体指摘されると思ひます。私の住んでおります尾久六丁目急造バラックは、すでに建設以来五年の歳月を経過して、もはや使用に耐えない状態になつております。が、東京都の方でいたしましては予算その他の関係で、再三の要求に對しても修理等は全然考慮の余地がないような状態でありまして、私は本住宅金融公庫の法案に對しましてはかかる公共団体並に業者への貸付を一定抑制してもらふというのを希望いたしますのでございます。また私は最末端の、しかも最貧困の者といつたし

て、この法案をながめましたときに、われ／＼はこういう点を要求したいという考えを持つております。現在私の隣に、旧陸軍省の造兵廠が持つておりました工員の住宅があります。ところがこれは御承知のように国有財産でありまして、それを居住者に払い下げるという段階に立ち至つてはおるのであります。が、いかにせん五万、七万という資金に困窮している現状であります。しかもそれを復元するいはまた低利融資の方面をまわります。なかなかこれを購入するまでの資金というものは調達できない現状でございます。それで本法案にはそういう旧住宅で、一池にしかも多数の者が住んでおつても、それを払い下げの對象として、その資金の面は考慮されてないやうでございます。かかる点も御考慮いただければついでにはなからうかと思ひます。

なおさらに私につけ加えて言へば、すば、私の住んでおりますような急造バラックは、先ほども申しましたように、現今の状態から行きますと、今年九月あたりの台風では、屋根は相当使用に耐えない程度に飛ぶのではなからうかという懸念を持つておるやうな次第であります。かかる見地からいたしまして、そういうつたような住宅で、しかも払い下げをした場合には、その住宅の居住者に對しても資金の運用の面を考慮していただくというところをお願いする次第であります。なお先ほど申しましたように私は民生事業をしておりますために、最も日本国民中の食えない人々を相手にしております。ところが現在の生活保護世帯の大半は食えないばかりでなくて、住めないという現状にあり、かつ震災以來、一間四方の、しかも焼けましたトタンを利用したしまして、ガス管その他の廃品でもつて家を建てまして、そこに住んでおり、その現状をいかにもしない得ないような状態でございます。それに参考のために申し上げますが、われ／＼のような近郊な尾久の地域におきまして、たとえば六疊間を借りるにいたしまして、約三万円、安いところでは二万円、手づるを求めまして安く借りまして五万円、ところがその五千円で借りまして家を、何らかの方法で短期間のうちにそういう方を追い出すといつたような方法を講じておられます。生活扶助世帯にとりまして、食ふことの二の次の一番大きな悩みの種は住という問題なのであります。

ば私どものように、数百世帯が集團をしております。実質的には公認の住宅組合よりも真剣に住宅のことを考えているというものに對しまして、本融資の面を考慮されたいかがか、こういうふうな考へてゐる次第でございます。

さらにわれ／＼最低の生活をいたしております者から、融資の七割五分の点を考えますと、これは貧乏人にとりましては、体をつくりまして魂を入れないうちから結果に終るのじやなからうかと思ひますので、できれば、先ほど申しましたように、民生委員協議会のような、法的な承認があれば、全額を支給して、全部の住居に對する不安を除去していただける方法を御考慮願ひたい、こういうふうに考へておるのでございます。

それからよいことでございますが、私は先ごろ東京都の生業資金の貸付調査員を勤めました結果、一番大きく頭に浮びましたことは、何と申しますか、いわゆる下せわにこそすからという俗語を用いますと、こすから人間に、してやられるという傾向があるのじやないか、そのときの例を申し上げますと、実際に困つていないのですけれども、借りた方がいらないというやうなこと、三万円ないしは五万円の融資を受けた向きもあり、われ／＼調査員からいまして、規定並びに細則等から行きますと、実際どういふものには貸したくないのだという觀念があつたやうな結果が出たのでございまして、本法案の融資等も、いわゆるそういう方々たちのために、真に住宅に困る正直な者が利用をしかねるやうな面が考へられるのじやなからうか

と思ひまして、かかる点を強硬に法規の中に織込んでいただきまして、真に住宅に困つてゐる者に融資していただくように御考慮を執つていただきたくと思ひます。

さらにもう一つ大きなおせわと申されるかもしれませんが、先ほど申しましたような、こすからい人間というよりな方は、現在自家に住んでいながら、本融資を受けまして、自分の現在住んでゐるうちを転売して、受益しようというような向きもあるのじやなからうかというふうに考えられますので——もつとも、私は常に事務所でごまかされてゐるものですから、そういうたような悪い点まで考えをめぐらすわけなのでございしますが、かかる点を法案の一項に加えていただきまして、そういうたいわゆるこすからい人間をシャット・アウトするということをご御考慮に入れていただくということが、われわれ最も本資金を融資したいと考えてゐる者の熱望でございます。

それから当初に申し上げましたが、公共団体の持つてゐる住宅がなぜ不安かという点をつけ加えたいと思ひます。現在私どもの住んでおられます住宅は、公園指定地に建つております。そのために住居以来三年の日時を経過いたしました去年、公園課から住宅課に移しまして、尾久六丁目都営住宅の移転方を要求してゐるような状態でありま

すので、でき得れば公共団体の所有に属するものでなくて、あくまで個人の所有になり、そのうち個人の責任において長く保たせることの方が公共団体の所有することよりもいいのじやないかというふうに考えられます。私が管理人といひまして、現在非常に苦勞しております点は、東京都に對して補修の申入れをいたしましたも、予算のためにできないのでございまして、その代償と申しましようか、そのために家賃不払いをきめて、お互いが自由にかつた代償だけの補修をしようじやないかという動きもあつたような次第でございますから、でき得べくんば、公共団体その他の業者にかかると資金を運営してもらふより、個人にその責任を持つてもらつて、大事に、しかも長期に住んでいただくことのために、本資金の運用面を御考慮いただきたいと思ひます。簡単でございますが、これで終ることになります。

○西参考人 私どもの尾久六丁目の都営住宅は、一戸建が百戸、四戸建が十戸、六戸建が十戸でございます。一戸建が七戸、四戸建が五戸、六戸建が三戸、それ以外は五戸建が五戸でございます。大体住宅に住んでおられます者の職業の過半数は職工さんでありまして、大抵平均の収入は八千四百くらいになつております。それに現在七坪で十何人も住んでおるような状況でありますので、相当数建て増しをしてゐるような向きもござい

○江崎(農)委員 ちよつとお尋ねいたしますが、さつきたいへんいい御意見を承つたのですが、そのうちで現在あるもの、お下りのために融資が考慮されておられるというものは、今のたとえば都営住宅であるとかいうところの庶民住宅、あるいはものお下り、融資の對象にすればどうだろうか、そういう御意見でした。生活保護世帯への融資という御希望もあつたやうでございますが、これは一種の強度の社会政策的なもの、盛り返し込みものではあつても、慈善事業ではないわけですね。

○西参考人 はい。

○江崎(農)委員 生活保護世帯についてしからば融資をするとなれば、あなたの私見としてはどんなふうな具体的御考慮になりますか。その辺を……

○西参考人 現在生活保護法も改正案が出ております。その改正法案の中で行きますと、住宅扶助というのが一項設けられております。その面と民生委員協議会という公的な機関があると同様に、民生委員協議会には、必ず助成会というものがございまして、それでその助成会を百パーセント運営いたしま

すことと、住宅扶助の面とで考慮いたしますれば、融資の返還というところはちつとも支障がない、こう考えられます。この助成会と申しますのは、生活扶助、いわゆる要保護世帯に對して何らかの有益なことをやろうというこのために、町の有志から成る會員制の会でございます。福利事業その他を営んでおりますので、大体災例を申し上げますと、私の現在受持つておられます尾久地区だけで、戦災に焼けたりまして現在公的な、さつき申し上げましたような一坪程度の焼けバラツクに住んでおる者が二十五世帯ぐらゐるのでございまして、それは民生委員協議会といひまして、あそこは家をつくつてやらにやいかぬというような意見はありますけれども、なか／＼金の面で町にばかり迷惑をかけるというわけにもいかぬで、話も出してゐるやうな状況ですが、たえずそういうことが會議の席上で問題になつてゐるのでございまして、ですから民生委員協議会が公的な団体なものですから、それに全責任を持たせまして、助成会を利用していただく。それと住宅扶助の面とのにらみ合せを御考慮いただくという構想を現在持つておるわけであり

○西参考人 本日出席を願ひました参考人のうち、土屋清君、藤田進君、池邊陽君を除いた方は全部終了いたしました。三君のうち土屋君と池邊君は出られないというのを申し出て参りました。藤田進君は旅行中であつて、今日帰る予定であつたというのでありますが、もし出られなければ電報を打つというものであります。まだ何とも言つて参りません。

ついではこの際お諮りいたします。時間もありませんので、ただいまここに御見えになつております内閣社会保険制度審議会の委員、労働用物資全國協議会幹事吉田秀夫君がおられるのであります。この際同氏より意見を聴取することに御異議ありませんか。

○吉田参考人 たいへん御紹介にあずかりました労働用物資全國協議会の幹事で、所属は大日本産業別労働組合會議の幹事、兼保健部長の吉田秀夫でございます。公職としましては、内閣の社会保険制度審議会の委員を現在やつておられます。実は労働用物資全國協議会と申しますのは、産別、総同盟以下全國の關係團體四十以上の労働組合と、それから全國の各地にこの關係が集まつております労働者代表によりまして現在構成され、主として労働用物資やあるいは住宅問題やあるいは労働者の福利厚生施設の問題で、安本やあるいは労働者やその他の行政官庁と今まで団体交渉その他の問題で運動して来た団体であります。住宅の問題につきましては、すでに皆さん方御承知かと思ひますが、四西で資本家と労働者側によりまして、関西産業復興會議の名前で請願書が出てゐるはずであります。その問題を與機に非常に大きく火がつきまして、今回の住宅金融公庫法案につきましては、日本のあらゆる労働者は非常に重大な関心を持つておる次第であります。その点につきま

して、一応労働者の立場から、労働者

の立場から私見を申し上げたいと思ひます。

まず第一に労働者が住宅の欠乏によりまして、いかに生産が阻害され、あるいはその他の点で不自由をしておるかという点を具体的に調査により申し上げたいと思ひます。まず関西の産業復興会議の昨年九月の調査、これは栗本鉄工所の本社、工場、日本橋梁、アルマイト工業の神崎川工場、東洋鐵鋼の大坂工場の四社の約千八百七十八人の調査であります。この調査によりますと、通勤者の場合、三十分以内あるいは一時間以内、一時間半以内、二時間以内、二時間半以内、三時間以上というように區別をいたしますと、三十分以内で工場へ行くのは約四五%であります。一時間以内は三割一分、それ以下が一時間半以上もかかるという数字になつております。こういう交通事情のために、まともな男子の労働者の出勤状態はどうかということが統計で出ておりますが、これによりまして、平均の欠勤日数は、最高が二時間以内の者、それから一時間以内というパーセンテージが一番多いのであります。二時間半以上もかかるというパーセンテージがその次に位してあります。もう一つはやはりまともな男の平均の通勤の回数であります。一番多いのは二時間半以内が最高であります。そして、その次に二時間半以上というように、やはり二時間も三時間もかかるというような通勤状態の労働者が、一番遅刻が多いということになつております。この通勤の回数をパーセンテージで申し上げますと、最高が二時間半以内でありまして三%、その次が二時間半以上で二・三三%、次は一

時間半以内というのが一・二四%になつております。以下零コンマ何パーセントという様な形で、三十分以内なり、その他の時間が書いてあります。

それから非常に疲労を感じるというパーセンテージが出ておりますが、この中で圧倒的に疲れるというのは、二時間半以上でありまして、これは一〇%であります。その次に二時間半以内が八三・三%、次に二時間以内が六〇・三%、一時間半以内が五七・一%以下一時間以内がこれに該当してあります。なぜかという統計を出したかという事は、実は御存じだと思ひます。が、大体五百数十万人の労働者が厚生年金という社会保険をかけております。この厚生年金の積立てた金が、現在二百億近くあるのであります。この金は大蔵省の預金部にきつづけにたつておるのであります。これは法律的には労働者の住宅やその他の施設にむかうという建前になつておりますが、これがまだ一つも出ておりません。従つて労働者側といたしましては、政府や司令部の方にも再三にわたつて要求をして参つたのであります。が、具体的なデーターを出せないので、関西の労使双方の調査によつてこれが出たのであります。これが今回の住宅金融公庫法案の問題につきましても、やはり参考資料として非常に強く要請書の中に出ておる資料であります。

もう一つ最近各労働組合が積極的にやつております調査の中に、住宅の問題と結核の罹病率の問題等につきましても、非常に積極的な働きを見せております。その中でも全日通といひまして、これは遠近関係の労働組合であります。この労働組合が関東地方を中心にして、非常に綿密な住宅と結核の關係の調査を開始しております。これは手元に具体的な資料がありまして、この中で、もし必要でしたらば出してよろしくございしますが、たとえば一疊に一人くらの割合でいるとか、あるいは一間に六人も八人もいるとか、これは東京都内の郊外のような非常に密集した地域に多いのであります。が、これが静岡とか、もつと辺鄙な割合住宅の広い地域になりますと、二十疊に一人いるとか、三人いるとか、あるいは四十疊に二家族いるとかいうような統計になりまして、そのことが具体的に結核にかかる罹病率の非常に大きなモメントになつております。もう一つはこれは一般的に言えることだと思ひますが、住宅と結核の問題は非常に重要な相関關係にありまして、もし日本で百五十万人から二百万人の結核患者を退治しようとするためには、まず第一に住宅の改善なり、生活の改善なり、これが前提条件だと言わなければならない理由は、またここにあると思ひます。

さらに労働者の現状としまして、家賃の状態の問題であります。これにつきましても東京の集有にありますが日本紙業という会社、これは非常に古い会社であります。そこで非常におもしろい調査をやつております。これは昨年の五月二十五日の調査であります。が、住宅にしまして自宅が四三%の百四十名、住宅が三三%の五十三名、借家が二二%の五十二名、間借り、アパートが一二%の二十九名について調査をやつております。その中で家賃の金額であります。詳しいことは時間がありませんから割愛しますが、一月当り平均の家賃は百九十四円四十七銭になつております。こういう状況が一つと、それから昨年の十月の労働組合の生活実態の調査であります。が、住宅が不足で非常に困る、という調査によりますと、狭くて全然休息もできないというものが六六・七%になつております。それから追い立てを食つて困つておるといふのが二・八%、別居しておるといふのが七・七%、共同生活で不便だといふのが五・一%、疊の入れかえもできずに非常に不衛生だといふのが五・五%、その他が二・二%になつております。これは申すまでもなく労働者のみならず、あるいは引揚者、困窮者その他一般労働大衆が圧倒的に住宅の問題で悩んでおるといふことはそのような統計からもはつきり言えることだと思ひます。

それでは労働者が今回の住宅金融公庫法案によつて、はたしてこの法律を利用して十分住宅に満足することができるといふ点になります。これは遺憾ながらこの公庫法案につきましても、反対せざるを得ない面がたゞさんあるものであります。たとえば現在のわが国の労働者の賃金から言いますと、これは政府の毎月労働統計によりまして、昨年の十一月の統計であります。が、男の工業関係の常雇の労働者で、毎月きまつて支給される給与の総計は、九千四百三十四円になつております。そのほかその月限りの臨時の支給が二百九十六円、合計九千七百三十円となつております。しかし実際には平均賃金以下の労働者は別の統計によります。たとえばわれのの方に入つております九州なんかの労働組合の現状によりまして、これは五千八くらを對象にした労働組合の統計であります。が、六千四百以下というものが六割から七割という様な形になつております。こういう段階におきましては、今回の公庫法によりまして、融資を個人が受ける場合でも、七割ないし七割五分しか融資してくれないために、あとの三割ないし二割五分に当る建築費五、六万圓は、自分で準備金として持つていなければ借りられない。しかも大体千五百圓ないし二千五百圓の返済金を支払うだけの能力がなければだめだといふことになりまして、先ほどの統計から言ひましても、現在の日本の労働階級にとりましては、この公庫法案を利用する道がほとんどない、そんな金はどこからも出ないといふのが現状であります。関西なんかはわざ／＼労使双方が上京して、国会に陳情するという動きがあつたのであります。が、最近具体的にこの公庫法案の御審議の内容なり、あるいはその他都電や大阪の市電、あるいはデパートなんかで大的に宣伝しております内容なんかを見まして、大阪なんかではこの法律によつてはわれ／＼は借りられないんだという様な非常に不信の聲が増大しておる。以上上の階級のために法律であるという様なことすら、一応労働者の幹部級には浸透しておるような状況であります。

具体的にこの法案の内容についての意見を申し上げたいと思ひます。結論的にはそういうふうな非常に住宅難であり、住宅難そのものが生産を阻害し、あるいは労働者の健康を阻害し、非常に深刻な状態にあるという点と、

実際には労働者がこういつた融資を受けて、毎月の家賃を払つて行くというやうな余裕が全然ないということ、そういうことを大前提にしまして、具体的に各論に入りたいと思います。たとえばこれは政府の政策自体によると思いますが、生活協同組合というやうな組織が職域にもありますし、あるいは地域にもあるわけですが、これ自体が最近非常に不振で、ここに行き詰まつておることは事実であります。しかしこういつた生活協同組合というやうな一応民主的な組織を利用するといふ道を考へていただきたい点と、それから住宅組合法による現在のいろいろ事業につきましても幾多の失敗はあるのでありますが、しかしこれは経済的に非常に弱い労働者や引揚者や、あるいは職災者、そういった者によつて構成されておりました、やはり住宅組合といふものがこういつた弱い階級の第一次の対象になりませんと、どうしても阻害されるという向きが出ると思います。この点で住宅組合を認められ、また職場単位の組合がこのことによりまして、相当会社からも援助が受けられるという向きも当然出て来ると思います。それから住宅の規格の問題であります。これは小規模の住宅にも融資するように、建坪を最低の線まで引上げてもらいたいというのが労働者の要求であります。この点二、三日前もあらゆる労働組合が集まりまして相談したのでありますが、たとえば今度の百五十億の三割が鉄筋コンクリートの集団住宅に当てられておるといふ問題につきましては、そういった鉄筋コンクリートの住宅をこの際全部やめても、これを最小

限度の耐火設備を持つた木造建築に切りかえてやれば、おそらく五割からあるいは倍くらい住宅がよけい建つんじゃないか。この点は三割の鉄筋コンクリートの集団住宅を耐火用の木造に切りかえて、家賃を低廉にし、あるいは経費を低廉にし、その上に戸数を増加していただきたいというのが労働者の要求であります。

それから融資の方法ですが、この点については、仄聞しますと、施行規則等によつて一応民主的な管理委員会に近いやうな協議会があるやに聞いておりますが、この点は圧倒的に労働者側の要望でありまして、できれば民主的な融資のための住宅管理委員会あるいは協議会といふものをぜひ設けていただきたいと思ひます。そうでなければ結局この融資が公平に行われず、あるいは地域によつて集团的にこういう地域には融資してもらいたいというやうな場合でも、それがいびつになるという向きもありますし、またある特定の土産業者あるいは特定の独占資本、そういったものとの結託によりまして、ほんとうに困つておる労働者階級には全然まわつて来ないというやうな向きになると思ひます。この点は労働組合なり、あるいは引揚者なり、あるいはその他のいわゆる民間人代表を構成員にする民主的な貸付のための協議会なり、管理委員会をぜひ設けていただきたいと思ひます。

それからこの仕事をやる業務委託の問題であります。銀行が金融機関の窓口事務の委託を一方的にやるということにつきましては、非常な疑問を持つております。これは結局非常に巨大な金融資本がいろいろな点で相当の権限を持つておるやうなことにやりました、やはりこれがほんとうに困つておる労働者のための融資にはならず、横に行つてしまふやうな危険があるからであります。従つてこの最終の決定は、今言いましたやうに、各地区別の民主的な協議会にまかしていただく、具体的な窓口の事務は地方がやるというやうなことにしたい。ただきたいと思ふのであります。

さらに貸付の利率の問題であります。案によりますと、この利率が五分五厘というやうな非常に高率になつております。この点はたとえば厚生年金の先ほど言いました約二百億の積立金の一割の約二十億を、住宅その他の施設にまわすというやうな動きがようやく現在あるのでありますが、その案によりますと、大蔵省が金融機関に貸すその利率は五分でありまして、金融機関から一般に厚生年金の給付の方に貸す利率が七分五厘になつております。従つて金融機関の手取りになる利率というのは二分五厘になるわけでありまして、五分五厘というのは非常に高率である。これは大体三分以下に引下げてもらいたいというのが、われわれ労働者側の圧倒的な要望であります。その他の問題として、たとえば具体的には家をお建てになる土地の問題であります。そういった土地の取得につきましては、たとえば寺院とか、神社とか、あるいは公有地、官有地等の扱ひ下につきましても、格段の御配慮をお願いして、これを安く扱ひ下げるやうに法的な措置をぜひ講じてもらいたいという点の一つ。さらにもし百五十億円の融資にあまり申込みがなく、相当程度余つたという場合の資金の問題につきましては、民主的にその運用をはかつて、これがへんな部分に吸収されないやうにいろいろな条件も、われわれとしましては出している次第であります。

以上申し上げましたやうに、大体今回の住宅金融公庫法案につきましては、当初非常に労働者側も支持なり、あるいは全面的な関心と、これによつて相当程度住宅が緩和されるという希望を持つたのでありますが、その後のいろいろな動きによりまして、率直に言つて非常に失望しております。結局これは高嶺の花でありまして、われわれ労働者のための住宅にはほとんどまわつて来ないという点で、現在におきましては、ほとんどあきらめといつたやうな印象を持つておると思つてもよいのであります。この点あくまでもせつかくこういつた新しい法律をおつくりになり、百五十億の巨額を出すのでありますから、先ほど私が申しましたやうな要求事項も十分お考えになつて、ほんとうに労働者やあるいは困つておる人たちの住宅資金になるやうに御考慮をお願いしたいと思ふのであります。

以上によりまして意見を終ります。○淺利委員長 どうか御質問はありませんか。○瀬戸山委員 この法律に対して労働者諸君が非常に重大な関心を持つておられるのは当然であります。そこで個人の見解ですが、この法律の趣旨はまことにけつこうであります。現在のこの案の通りで行きますと、十坪の家でも二千円——御承知の絶対必要な

元利償還をするのでありますが、このほかに今改正案が議題に上つておりますけれども、従来の言葉で言いますと家賃税、地租が相当上る、そのほか保険料といふやうなどうしてもいる経費だけでも、自分の家として大体負担しなければならぬのが、十坪の家で二千円、坪数が多くなると従つて二千五百円から三千円、現在の案ではそうなつております。かりに十坪のところまで現在の私企業その他の労働者諸君が利用し得る見通しがどのくらいあるか、あなたが詳細に調べておられるやうですから、簡単によろしゅうございしますが、お聞きしたい。

○吉田参考人 大体社会保険関係の保険料を出しております。いろ／＼な統計によりまして、三百人以上の大きい事業所、これは千人あるいは二千人といふやうな企業になると思ひますが、そういった事業所の八百近い貸金統計は、現在九千円台になつております。それから三百人以下の非常に小企業、事業所の貸金は、大体六千四百円くらいになつております。これは男女込みでありますから、そういう形になりますけれども、非常に古くから自分のうちなり、あるいは家賃を払うという人たちは、まだ千円までの家賃を払つていないと思ふのでありますが、非常に困つておる連中につきましては、やはり今言われたやうに千円なり、二千円なり、あるいはそれ以上も払わなければならぬといふやうな形は、ほとんどそういうべらぼうな家賃は払えないという現状ではないかと思ひます。従つて勤労者でも五千円や六千円をとつておる連中が、一間借りるのに千円近く払うというのではどうい生活がで

元利償還をするのでありますが、このほかに今改正案が議題に上つておりますけれども、従来の言葉で言いますと家賃税、地租が相当上る、そのほか保険料といふやうなどうしてもいる経費だけでも、自分の家として大体負担しなければならぬのが、十坪の家で二千円、坪数が多くなると従つて二千五百円から三千円、現在の案ではそうなつております。かりに十坪のところまで現在の私企業その他の労働者諸君が利用し得る見通しがどのくらいあるか、あなたが詳細に調べておられるやうですから、簡単によろしゅうございしますが、お聞きしたい。

○吉田参考人 大体社会保険関係の保険料を出しております。いろ／＼な統計によりまして、三百人以上の大きい事業所、これは千人あるいは二千人といふやうな企業になると思ひますが、そういった事業所の八百近い貸金統計は、現在九千円台になつております。それから三百人以下の非常に小企業、事業所の貸金は、大体六千四百円くらいになつております。これは男女込みでありますから、そういう形になりますけれども、非常に古くから自分のうちなり、あるいは家賃を払うという人たちは、まだ千円までの家賃を払つていないと思ふのでありますが、非常に困つておる連中につきましては、やはり今言われたやうに千円なり、二千円なり、あるいはそれ以上も払わなければならぬといふやうな形は、ほとんどそういうべらぼうな家賃は払えないという現状ではないかと思ひます。従つて勤労者でも五千円や六千円をとつておる連中が、一間借りるのに千円近く払うというのではどうい生活がで

元利償還をするのでありますが、このほかに今改正案が議題に上つておりますけれども、従来の言葉で言いますと家賃税、地租が相当上る、そのほか保険料といふやうなどうしてもいる経費だけでも、自分の家として大体負担しなければならぬのが、十坪の家で二千円、坪数が多くなると従つて二千五百円から三千円、現在の案ではそうなつております。かりに十坪のところまで現在の私企業その他の労働者諸君が利用し得る見通しがどのくらいあるか、あなたが詳細に調べておられるやうですから、簡単によろしゅうございしますが、お聞きしたい。

ないわけですから。私はそういった社会保険関係の統計から言いますが、二千円というような家賃、諸掛りは支払えないし、大休手持に何らの貯金もありませんし、去年の秋からの首切りで割合に退職の希望者が多いという事実を見ましても、そのことは一つは病氣でありまして、一つはそれまでの累積した借金のためにうっかり退職した、その後全然職がないといったような現状が多いわけです。従つて全然手持にはそういったくわえはないと思ひます。實際利用しようにもどういふふうにして利用したらいいか、具体的にどんな形でも法律が国会を通つた場合、やはり活用しなければなりませんから、そういった場合には労働組合としても相当この法律をたてにして、何か新しい労働運動でも起きないと今の住宅の問題は解決がつかないとさえ私は考へております。

○瀬戸山委員 今平均で言われましたが、ちよつと私のお尋ねしたことがはつきりしなかつたと思うのですが、平均九千円としても、一万二千円も一万五千円もとられる人もあると思ひます。少くとも十坪の家は実収が一萬五千円なければこれを利用して支払いをして行くことはできないと思ひます。そういう方が相当おられるということをお伺ひします。

○吉田参考人 産業別に申し上げますと、大休金融業務関係の業種の労働者の賃金が今最高であります。それによりますと、先ほど九千円と言ひましたが、大休一万二、三千円まで上つております。そのことは一万五、六千円から二万四とつておる高給労働者がたくさんおるといふことになるのであります。

して、それ以外のたとえば金属関係、化学関係あるいは紡績というようなことになりまして、非常にベースが下つて来ます。従つて一万二千円以上もとる労働者というのはおそらく全体の一個にも満たないと思ひます。大経営におきましては、割合に戦争中から燃けない部分におきましては相当の住宅が多いのです。その住宅さえも——たとえば日立なども相当の住宅を茨城その他で持つておりますが、これが労働者大会のたびに問題になるのが現状だと思ひます。ごく少数だと思ひます。

○淺利委員長 他に御質疑ございませぬか——それは藤田進君はまだ見えませんので、おそらくは出席不可能かと存じます。

これにて参考人の方々からの意見聴取を終りたいと思ひます。参考人の方は御多忙中にもかかわらず、長時間にわたつて熱心なる御意見を述べられ、厚く感謝いたします。本委員会といたしましてはこの貴重な御意見を参酌いたしまして慎重に審議いたし、皆様の御期待も考え、適切な結論を得るよう努力いたしたいと存じます。どうもありがとうございました。ちよつと速記を止めてください。

〔速記中止〕

○淺利委員長 それでは次会は明十二日午後一時より開くことにいたします。

本日はこれをもつて散会いたします。

午後三時四十五分散会

昭和二十五年五月十一日印刷

昭和二十五年五月十二日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷所